

第1章 都市計画マスタープランの位置付け

- 菊池市都市計画マスタープランの策定について、位置付けや策定手順を示します。

1-1 都市計画マスターplan策定の目的

(1) 都市計画マスターplanとは

都市計画マスターplanとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

策定にあたっては、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、都市全体のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めるものです。

(2) 都市計画マスターplan策定の目的

菊池市都市計画マスターplanは、菊池市総合計画で定めるまちづくりの理念「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」の実現へ向けて、今後市が取り組む様々な都市計画の基本的な方針となるものです。

1-2 位置付けと役割

(1) 位置付け

- 「都市計画マスターplan」は市町村が定める「総合計画」及び「国土利用計画」、都道府県等が定める「都市計画区域マスターplan」に即して定めることになっています。
- また、地域地区などの土地利用、都市施設、市街地開発事業、地区計画などの個別の都市計画は「都市計画マスターplan」に即して決定することになっています。

(2) 役割

①都市の将来像を示します

- 自然、歴史、生活文化、産業等の特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方針を示します。

②個別の都市計画に関し、住民の理解を得る根拠となります

- 都市の将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、土地利用の規制・誘導や各種都市計画事業への協力や参加を促します。

③個別の都市計画相互の整合性、総合性を確保します

- 将来像に基づき、土地利用、都市施設等の個別の都市計画について相互に整合性のある計画とします。
- 個別の都市計画相互の調整は、都市計画マスターplanのもとになされることになります。

④個別の都市計画の決定・変更の指針となります

- 都市計画マスターplanは、それ自体に拘束力はありませんが、拘束力を有する個別の都市計画の根拠となります。
- 各種の都市計画が決定・変更される際の指針としての役割を担います。

1-3 計画の目標年次と区域

(1) 目標年次

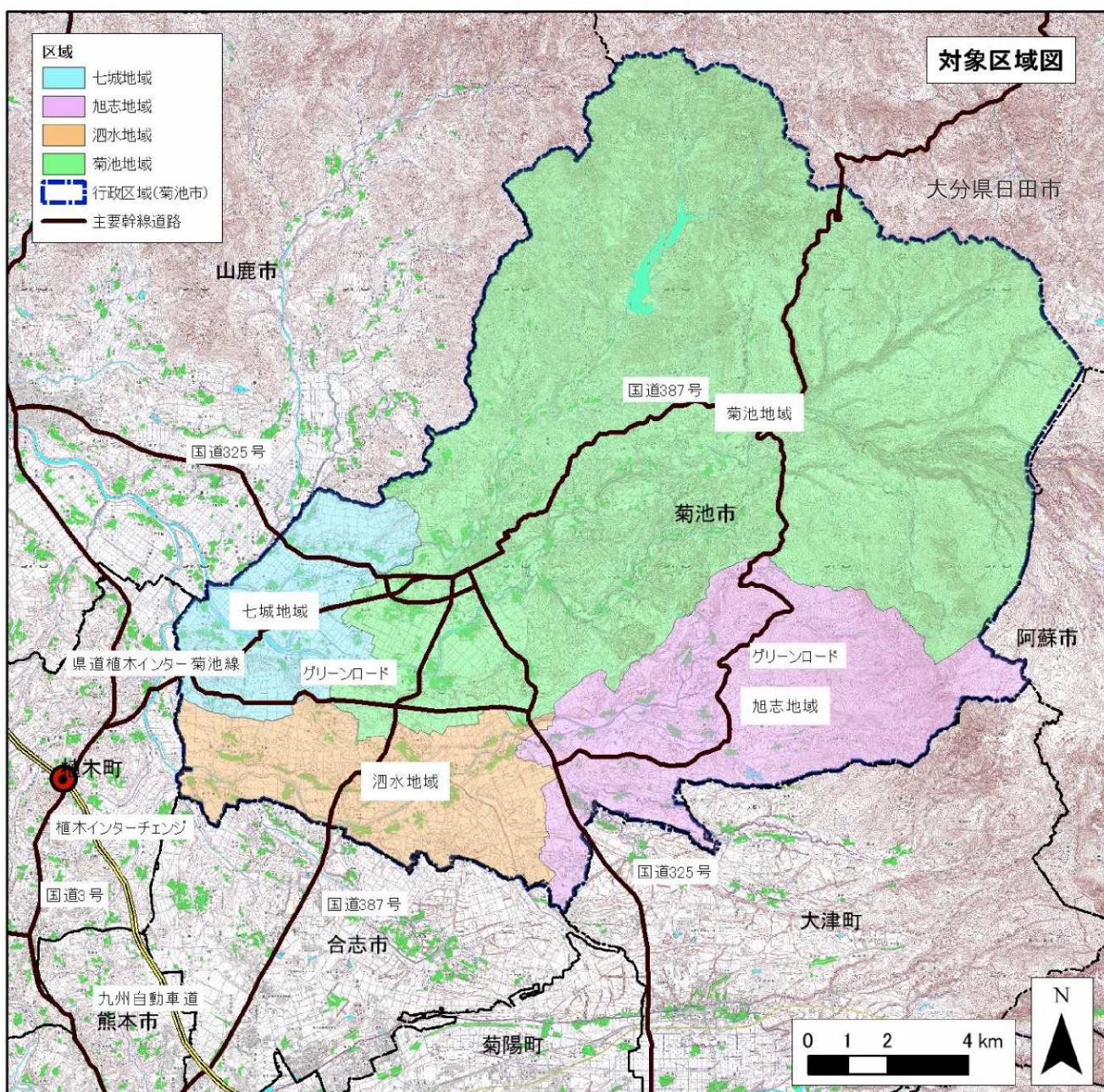
都市計画マスタープランは、概ね20年の中長期を見据えた計画とし、本計画の目標年次は、平成37年（2025年）とします。

なお、上位計画の大幅な変更や社会情勢の変化等、必要に応じ見直しができるものとします。

(2) 対象区域

都市計画区域外についても自然環境保全等の指針を定める必要があるため、行政区域全域を菊池市都市計画マスタープランの対象区域とします。

■対象区域図



1-4 都市計画マスタープラン策定の取組み

